

基本理念:認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況	今後の課題と方針
基本目標	施策の方向	おもな取り組み			
1 互いに認め合い、参画する地域社会づくり	(1)障害のある人への理解の促進(「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の促進)	①広報・啓発活動の充実	○障害者週間・福祉のつどい ○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会	○障害者週間・福祉のつどいパネル展示(令和2年12月3日～12月9日)の実施。(主催:障害者週間・福祉のつどい実行委員会、共催:東村山市、東村山市社会福祉協議会) ○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会で実施している市民交流事業は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。	○今後も市報や市のホームページ等を活用し、広報啓発活動に努める。
		②福祉教育の充実	○特別支援教育運営委員会 ○特別支援教育推進計画	○特別支援教育運営委員会啓発部会による、教員向けに理解啓発研修で活用できる「児童・生徒の困り感に沿った指導の実践」を作成。 ○特別支援学級在籍児童・生徒の共同及び交流学习の実施。 ○特別支援学校在籍児童・生徒の副籍制度の実施。(小学生46名、中学生11名) ○特別支援教育に関する理解啓発リーフレットの配布。(全児童・生徒数分令和2年5月配布) ○特別支援教育理解啓発事業(市民向け講座を令和3年3月に予定するもコロナ感染症拡大防止にて中止)	○各事業を引き続き実施する。
		③地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進	○産業まつり ○ボランティア講座	○市民産業まつりは、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止 ○東村山市社会福祉協議会によるボランティア養成講座は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。	○市民等に対して、障害のある方の理解啓発も含め、引き続き実施する。
	(2)障害児教育の充実と障害者就労支援の推進	①就学前教育(療育)・保育の充実	○児童クラブ ○認可保育園 ○児童発達支援事業	○各児童クラブにおいて2～3名の範囲で、可能な限り入会を希望する児童全員の受け入れに努めた。令和2年度全児童クラブでの障害児受け入れ実績は計43名(年間延べ数)。 ○令和3年3月末時点で認可保育所及び認定こども園22施設で障害児保育を65名実施。 ○児童発達支援事業を利用される方に障害児通所給付を支給した。利用実績は94名。 ○令和3年3月に児童発達支援センターが開設し令和3年3月末現在、市内の児童発達支援事業所が7事業所。	○児童クラブにおける障害児の受け入れ体制の構築の一環として、今後も年に2回程度障害児の保育に関する研修・講演会の企画・実施などを行っていく。 ○「第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育施設等で、障害等の理由により特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たって各関係機関と連携を図る。 ○引き続き、利用者ニーズを把握するとともに、障害児通所支援の質の向上に向け、都と連携していく。
		②放課後余暇活動の充実	○障害児通所支援 ○るーと	○放課後等デイサービスを利用される方に障害児通所給付を支給した。利用実績は276名。 ○令和3年3月末現在、市内の放課後等デイサービス事業所が8事業所。	○引き続き、利用者ニーズを把握するとともに、障害児通所支援の質の向上に向け、都と連携していく。
		③インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	○特別支援教育運営委員会 ○特別支援教育推進計画	○特別支援教育運営委員会(特別支援教育部会、啓発部会、特別支援学級担任会)の開催。(年間を通じて研修会や情報交換等を実施した。) ○特別支援学級担任会は固定学級・特別支援教室の2部会に分かれて実施し、研修や情報交換等を行い専門性向上を図った。 ○中学校特別支援教室の開設により、市内小・中学校全校に特別支援教室が設置された。 ○特別支援教育専門家チーム巡回相談等(110回)・教員サポーター派遣事業の実施。(22名を派遣) ○就学相談、教育相談体制の推進。(就学相談に関する保護者向けガイダンスは令和2年6月に予定するもコロナ感染症拡大防止にて中止)	○特別支援教育コーディネーターおよび教員の資質の向上。 ○特別支援学級の資質の向上。
		④障害者就労支援の推進	○障害者就労支援事業(東村山市障害者就労支援室)	○「東村山市障害者就労支援室(東京コロニー、市委託事業)」において、就職準備や職場定着、職場開拓などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供した。(令和2年度新規就労者47名)	○市内の事業所等との連携を強化しながら事業を推進する。

基本理念:認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況	今後の課題と方針
基本目標	施策の方向	おもな取り組み			
1 互いに認め合い、参画する地域社会づくり	(3)地域の協働による地域福祉体制の推進	①地域ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東村山市障害者自立支援協議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア児支援の協議の場</li> </ul> </li> <li>○東村山市精神保健福祉ケア検討会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健・医療・福祉関係者による協議の場</li> </ul> </li> <li>○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会</li> <li>○高次脳機能障害者支援促進事業</li> <li>○東村山福祉ネットワーク</li> <li>○居宅介護事業所交流会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年4月1日より市内各事業所と地域生活支援拠点の協定を締結(令和3年3月末現在72事業所)。</li> <li>○「東村山市障害者自立支援協議会」を開催(定例会3回/年、相談支援部会7回/年、就労支援部会6回/年)し、既存のネットワークの連携を強化しながら、地域の課題解決に向け、協議を行った。</li> <li>○児童発達支援センターが令和3年3月に開所。</li> <li>○東村山市精神保健福祉ケア検討会を開催(7回/年)し関係機関のネットワークの構築を図った。</li> <li>○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会の、症例検討会、講演会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。</li> <li>○高次脳機能障害者支援促進事業 関係機関への訪問、連携会議を実施し情報共有を図った。</li> <li>○東村山福祉ネットワークの活動支援。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議や研修会は未実施)</li> <li>○居宅介護事業所交流会におけるネットワークづくりを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、障害者自立支援協議会などを活用し、市内の関係機関と連携し、地域のネットワークを推進する。</li> <li>○引き続き、高次脳機能障害者支援促進事業として高次脳機能障害者支援員を配置し、地域の事業所等との連携の仕組みづくりや相談支援を実施するとともに、地域の社会資源の開拓に努めていく。</li> </ul>
		②社会福祉協議会との連携強化	○各委託事業の担当者会議	○各種事業の適正な実施のため、市と社会福祉協議会の担当者間で日常的に意見交換を行っている。	○引き続き会議を実施し、連携を強化していく。
		③NPO等民間団体等との協働	○障害者関係団体への協力	○障害者関係団体の実施する講演会等への協力。(後援等)	○引き続き協働していく。
2 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制	(1)情報のバリアフリー化の推進	①障害の特性に配慮した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳者派遣事業</li> <li>○要約筆記者派遣事業</li> <li>○手話奉仕員養成研修事業(手話講習会)</li> <li>○障害特性に配慮した機器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の手話通訳者、手話ボランティアを養成するため手話講習会(東村山市社会福祉協議会、市委託事業)を開催。(入門昼クラス中止、入門夜中止、通訳基礎クラス中止、通訳応用クラス中止、通訳養成クラス25回)中止になったクラスは、プレクラスを開催した。</li> <li>○磁気ループが設置されている会議室(マルチメディアホール)を市民に貸出。</li> <li>○SPコードによる通知文や資料等の作成。</li> <li>○障害所管窓口における拡大読書器、コミュニケーションボードの設置。</li> <li>○聴覚障害のある方の各種相談に対応するために、毎週水曜日に「手話通訳者」を所管窓口を設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市登録手話通訳者の人材確保および技術の向上。</li> <li>○日常生活用具給付事業の品目について、国の動向を注視し、随時検証する。</li> <li>○聴覚障害のある方の各種サービス等について検証する。</li> </ul>
		②多様な情報媒体の活用	○各種情報提供手段の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の状況により、FAXや電子メールで日常生活を送る上での各種相談を受付。</li> <li>○市のホームページでの音声読み上げソフト対応。</li> </ul>	○引き続き実施する。
		③行政との情報交換	○特別支援学校福祉学習会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校との福祉学習会等の開催。(令和2年度開催回数:5回)</li> <li>○障害者団体と随時意見交換を実施。</li> </ul>	○障害のある方からの情報を関係各所管に適切に伝えるとともに、今後の施策に活かすため、意見交換会を行う。
	(2)相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○るーと・ふれあいの郷による相談支援事業</li> <li>○市職員の研修受講</li> <li>○障害者相談員による相談実施</li> <li>○基幹型の相談支援体制</li> <li>○暮らしの相談ステーション</li> <li>○都や医療機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者相談支援事業を委託により実施。基幹相談支援センター「るーと(東村山市社会福祉協議会、市委託事業)」(令和2年度相談件数320件、相談延べ人数7167名)を設置、地域生活支援センター「ふれあいの郷(東村山けやき会、市委託事業)」(令和2年度相談件数388件、相談延べ人数9,164名。)</li> <li>○平成25年度より、入庁3年目の市職員等を対象とする、「福祉に関する勉強会」を開催。</li> <li>○高次脳機能障害者、発達障害者(児)の相談対応充実のため、障害支援課職員が外部の専門研修を受講した。</li> <li>○身体・知的障害者相談員の活用による身近な相談の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各委託事業を引き続き実施するとともに、基幹相談支援センターを中心に地域の特定相談支援事業所の職員などの人材育成・連携の強化を図っていく。</li> <li>○地域のネットワーク支援体制の強化を図ることを目的とした、地域生活支援拠点を整備。東村山市自立支援協議会の専門部会として、地域生活支援部会を設置。</li> <li>○身体・知的障害者相談員について、障害のある方の身近な相談先としての必要性から、引き続き実施する。</li> </ul>
	②福祉サービスの利用支援	○計画相談支援	○東村山市障害者自立支援協議会相談支援部会において、相談支援事業者間で情報共有を行い、連携強化を図った。	○引き続き、東村山市障害者自立支援協議会相談支援部会において、情報共有、連携強化を図り、障害のある方の自立に向けた相談支援を進める。	

基本理念:認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況	今後の課題と方針
基本目標	施策の方向	おもな取り組み			
3 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり	(1) 地域生活を支える福祉サービス等の充実	① 自立を支援する福祉サービス等の充実	○障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービス ○ガイドヘルパー養成の協力支援	○指定特定相談支援事業所と連携し真に必要な方に支給決定を行った。 ○東村山市視覚障害者(児)同行援護従業者養成研修(ガイドヘルパー養成研修)の一般課程を令和2年8月19日～21日と令和2年11月9日～11日の2回行い、同研修の応用課程を令和2年12月10日～11日に1回行った。	○引き続き、支援が必要な方への適切なサービスの提供を行っていく。
		② 地域で暮らすための支援体制の整備	○グループホーム開設への協力 ○地域移行支援・地域定着支援 ○ヘルプカード ○地域生活の拠点などの整備	○第5期の障害福祉計画に基づくグループホーム整備について、市内の法人と設置に向けた協議を行った。 ○長期入院者等の円滑な地域移行に向けた支援を行った。 ○東村山あんしんネットワーク(事務局:東村山市社会福祉協議会)による、東京都の共通様式を使用したヘルプカードの配布・普及啓発活動を実施。 ○令和2年4月1日より市内各事業所と地域生活支援拠点の協定を締結(令和3年3月末現在72事業所)	○地域の社会福祉法人等との話し合いを進め、地域の課題、支援の方向性について協議を進めていく。
		③ 意思疎通支援の充実	○手話通訳者設置事業 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業	○聴覚障害者の相談を随時受け付ける手話通訳者を社会福祉協議会に設置。(市委託事業) ○手話通訳者派遣事業の実施。(令和2年度派遣件数504件) ○要約筆記者派遣事業の実施。(令和2年度派遣件数30件) ○手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業の適切な運営を図るため、当事者団体や支援団体を加えた連絡調整会議を開催。(令和2年度開催回数:1回)また、利用料が発生する派遣項目の見直しを行い、利用料減免の範囲を拡大した。	○引き続き事業実施を継続する。
		④ 地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実	○余暇活動の場や交流の場及び居場所づくり	○知的障害のある方を対象とした「余暇活動支援事業」を令和2年7月に東村山市立社会福祉センター内に開所し、知的障害のある方の居場所の提供を行った。	○引き続き、安心・安全な居場所の提供に努める。
	(2) 地域での保健・医療サービス体制の充実	① 地域医療に関する福祉サービスの利用促進	○自立支援医療制度	○自立支援医療費制度(育成医療、更生医療、精神通院医療)について情報提供を行い、適切な医療が受けられるよう支援を行った。 ○自立支援医療費制度(育成医療、更生医療)については、国や都からの通知をもとに、申請書の押印を省略することで、事務の簡素化を行った。	○引き続き国の動向を注視し、適切に実施する。
		② 保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	○医療連携推進協議会	○歯科医療連携推進協議会における障害者の口腔ケア等についての理解の促進。 ○障害児(者)及び要介護者等へのかかりつけ歯科医の紹介。 ○北多摩北部保健医療圏精神科医療地域連携会議(令和2年度中止)に参加していく。	○引き続き当市及び圏域の医療機関等との連携に努める。
	(3) 権利擁護支援体制の充実	① 権利擁護体制の充実	○福祉サービス総合支援事業 ○成年後見制度推進事業	○福祉サービス総合支援事業・成年後見制度推進事業を東村山市社会福祉協議会に委託し、実施した。 ○障害のある方の虐待相談体制を整備するとともに、都主催の研修等へ参加した。 ○市と基幹相談支援センターが共催し、市内の障害福祉サービス事業所の職員を対象に「障害者虐待防止研修」を実施した。	○引き続き事業実施する。 ○基幹相談支援センターと連携し、障害者虐待相談窓口の周知を行い、権利擁護に努める。

基本理念:認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況	今後の課題と方針
基本目標	施策の方向	おもな取り組み			
4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり	(1)安心・安全まちづくりの推進	①避難行動要支援者対策の推進	○東村山市地域防災計画に基づく要援護者支援全体計画	○平成24年より要援護者名簿(現在の避難行動要支援者名簿)を整備するとともに、事業推進のため関係機関に対して実施する説明会について、感染症対策を図りながら実施した。(令和2年度末時点の名簿登録者2,456名) ○地域における要支援者のみまもり等について、事業趣旨に賛同する民間事業者等と協定を締結したうえで実施した。 ○二次避難所(福祉避難所)を指定した。(令和2年度末時点21施設)(社会福祉センター、さやま園、東村山福祉園、東京コロニー東村山印刷所、経済産業省研究所、村山荘訓練棟、ほんちょうケアセンター、さくらコート青葉町、第二万寿園、青葉の杜、グリーン・ボイス、ひかり苑、白十字ホーム、ひなたの道、さくらテラス青葉町、秋津療育園、あゆみの家成人部・ひまわり、ライフサポートつばさ、平成の里、希望の郷東村山、平成あおば上宮園) ○平成29年度より福祉避難所連絡会を設置し、連携強化を図っている。	○避難行動要支援者名簿のさらなる事業推進と地域のみまもり体制の発展、充実を図っていく。
		②地域で支える体制づくり	○総合防災訓練 ○障害の特性に合わせた情報提供の推進	○例年総合防災訓練の実施に合わせて、災害時における要配慮者への支援として、民生委員等と連携し要支援者名簿訓練を行っているほか、災害ボランティアセンターや障害福祉施設等と連携し要支援者避難訓練を行っているが令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 ○令和元年度より東村山防災navi(市公式アプリ)の運用を開始。市内の災害発生状況をマップ上で確認できるようになったことで、聴覚障害のある方等にとっても有用性のある情報提供が可能となった。 ○令和2年5月に更新した「東村山市洪水ハザードマップ」において、カラーバリアフリー版の作成を行ったほか、東村山音訳の会の皆様にご協力をいただき、音訳版についてもホームページにて公表をした	○引き続き事業実施する。
		③サービスの質の向上の促進	○第三者評価受審の促進 ○各種事業の地域展開	○障害者日中活動系サービス事業所運営費補助金により、市内通所事業所が福祉サービス第三者評価を受審した際の、受審経費の補助を実施。	○今後も第三者評価受審を各事業所に促していく。

基本理念:認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況	今後の課題と方針
基本目標	施策の方向	おもな取り組み			
4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり	(2)地域の人材育成・地域福祉の促進	①地域の人材育成の支援・地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東村山市障害者自立支援協議会研修会</li> <li>○地域の障害者福祉に従事する支援の人材育成に関する会議等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動支援センター I 型事業を実施。地域生活支援センター「ふれあいの郷(東村山けやき会、市委託事業)」(令和2年度利用延人数2,499名)</li> <li>○「東村山市障害者自立支援協議会」による、障害福祉サービス関連事業所等の職員を対象とした研修会を開催。(テーマ:「感染症とその予防・対策について」、開催日:令和2年10月27日、参加者数:14名)</li> <li>*感染症対策のため、講義内容を録画したDVDを地域の法人に貸し出しを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の事業者・関係機関の意見等を踏まえつつ、基幹相談支援センターを中心に、地域の人材育成・人材確保に努めていく。</li> </ul>
	(3)福祉のまちづくり(バリアフリー・ユニバーサルデザイン)の促進	①バリアフリーの推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>(令和2年度)</li> <li>○市内施設の大規模修繕等にあわせ、バリアフリー化を推進する。</li> <li>○令和2年度は社会福祉センターにおいて、福祉のまちづくり条例に準拠した施設として必要な改修(エレベーター基準適合にむけた改修工事等)を行った。</li> <li>○萩山文化センターにおいて、正面入口の点字タイルの改修・増設を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設等の改修に併せて、引き続き整備していく。</li> </ul>
			②移送サービスの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハンディキャブ</li> <li>○コミュニティバス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東村山市社会福祉協議会によるハンディキャブ移送サービスの実施。(令和2年度運行件数1,262件)</li> <li>○障害者割引運賃の適用について、障害者手帳原本の提示の他に、令和元年7月から障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示による割引適用を追加。</li> <li>○令和元年度よりコミュニティバス以外の新たな移動手段について検討を行うため、「東村山市地域公共交通会議」において、公共交通における現状把握と課題整理を実施。</li> <li>○令和2年度に「東村山市地域公共交通あり方検討会」を立ち上げ、コミュニティバス以外の新たな移動手段について、検討中。</li> </ul>